

中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（二）

——七十五巻本・十二巻本・梵清本について——

秋 津 秀 彰

三、七十五巻本・十二巻本『正法眼蔵』

本稿では、前稿「中世における『正法眼蔵』の書写と伝播及び諸問題（一）——六十巻本・二十八巻本について——」（『駒澤大学仏教学部論集』第四十九号、二〇一八年十月。以下、（一））に引き続き、七十五巻本・十二巻本及びその他について論じていく。

七十五巻本系『正法眼蔵』の中でも最も重要なものとして、『正法眼蔵聞書抄』（以下、『聞書抄』）がある。『聞書抄』については、河村孝道氏が『永平正法眼蔵蒐書大成』十四（大修館書店、一九七六年八月。以下、『大成』）解題一「泉福寺本『正法眼蔵聞書抄』について——経豪真筆本の真偽を遡って——」及び『正法眼蔵の成立史的研究』（春秋社、一九八七年二月。以下、『河村書』）附篇第一章「『正法眼蔵聞書抄』の考察——

経豪真蹟本の真偽の決着——」において、泉福寺本（大分県国東市）『正法眼蔵聞書抄』が、寺伝のように、経豪真筆本ではなく、

泉福寺輪董第百十三世直如 超（泉福寺五院の帝釈寺六世・文亀三年（一五〇三年）七月廿九日寂）が、文亀年間（二五〇一—一五〇三）、泉福寺輪住が無雑派の時代か、又はその本山輪住の永正元年（一五〇四）に至る時点で、本山開祖真前に裏打して寄附したものである。（『河村書』六九九頁）

と結論づけ、更に当時発見されていた主要写本についても解説している。また、山内舜雄氏の『正法眼蔵聞書抄の研究』一〇七（大蔵出版、一九八八—一九九六年）の、特に第一冊に収録された「序論問題の所在」においては、天台の用語として「聞書」・「抄」等の語を解説・分析したり、諸先行研究を整理したりしており、その中に重要な指摘も見られる。

そしてこれらに依る限りは、泉福寺以外に『聞書抄』が初めて所蔵されたのは、元禄十年(一六九七)に永平寺(福井県吉田郡永平寺町)に献納された、眉山道庸(?)(一七五六)書写本(『正法眼蔵影室』)であるので、泉福寺外に『聞書抄』が伝播したのは近世に入ってからのことである。このような現状から、中世における『聞書抄』の書写は、直如による現存泉福寺本のみであると言える。

そもそも、中世における『正法眼蔵』の参考に基づく宗旨の宣揚は、(一)で述べた義雲(一二五三〜一三三三)の『正法眼蔵品目頌』(以下、『品目頌』)及び『聞書抄』のみであり、また当時著された諸文献への引用状況等からも、中世曹洞宗学に対する仮字『正法眼蔵』の影響力は殆どなかったと考えざるを得ない。その点から言えば、従来この時代を表現する言葉として用いられた「中世暗黒時代」という語は、『正法眼蔵』等の道元禅師著作を通じて宗旨を把握するのが主流となった、江戸宗学・近世宗学の視点から見れば適切な語であると言える。しかしながらその一方で、中世においては確かな宗学の営みがあったことは、石川力山氏をはじめ、安藤嘉則氏、飯塚大展氏等に依って論じられている通りである。そのため、本稿では『聞書抄』については諸先行研究に譲ることとし、七十五卷本・十二卷本等の『正法眼蔵』の書写及び伝播の動向について確認していきたい。

(一)でも述べたとおり、応永年間(一二九四〜一四二八)には多くの書写がなされ、永平寺においては、六十卷本・「秘密正法眼蔵」の書写が行われた。それと並行して、七十五卷本・十二卷本も、永光寺・總持寺・仏陀寺等の、瑩山禅師(一二六四〜一三二五)及びその直弟子が開いた各寺において書写がなされた。また、永光寺に始まる輪住制を採用している寺院において書写が行われたのも特筆されるべき事項であり、教団の拡大という点と共に、七十五卷本が各地に伝播していく過程において、輪住制の果たした役割は非常に大きなものがある。

そして法系という面から見ると、(一)では、永平寺において、義雲門下の、所謂寂円派の人物によって六十卷本が複数回書写され、また六十卷本を補うものとして「秘密正法眼蔵」が成立したことについて述べた。更に永平寺外においては、通幻寂霊(一三二二〜一三九一)・石屋真梁(一三四五〜一四二三)下の人物が主に六十卷本の伝来を担い、中国・四国地方において書写が行われた。

これに対して、七十五卷本・十二卷本は、永光寺においては明峰素哲(一二七六〜一三五〇)下、總持寺においては太原宗真(?)(一三七二)下、及び大徹宗令(一三三三〜一四〇八)下の人物が書写を行った。

この時代に書写された七十五卷本には、正慶二年

(一三三三)に「通源」が書写した、また永享二年(一四三〇)に大林寺において書写した、という旨の識語が見える場合が多い。この通源本・大林寺本が、乾坤院本・龍門寺本の書写原本であり、現存する七十五巻本の主流を占めるようになっていく。

本稿ではこの流れを、厳密な時代順ではなく、先に永光寺周辺における動向と、太容梵清(一三七八〜一四三九頃)の謄写活動について論述する。そして次稿において、通源本・大林寺本の各地域への展開について言及していく形とする。合わせて、これらに関連する諸問題について所見を述べていきたい。

(1) 永光寺周辺における動向

まず、永光寺(石川県羽咋市)周辺における動向について、その所蔵資料から検討していく。現在永光寺に所蔵される『正法眼蔵』の写本は、道元禪師真筆「嗣書」巻断簡、七十五巻本の端本二冊、十二巻本の完本一冊、十二巻本の端本一冊、卍山本系の端本二冊である。⁽³⁾本稿では、七十五巻本・十二巻本について順に確認する。

永光寺二十五世要綱徳宗は、応永三年(一三九六)十月二十三日に、能州高畠庄(石川県鹿島郡中能登町)永得寺(現

廢寺)にて七十五巻本を書写している。それを祥在(一四〇四〜?)が、永享十一年(一四三九)一月二十日から七月二日にかけて、紹灯庵(永光寺の明峰の塔頭)御影侍者寮の正本によって書写した本が永光寺に所蔵されている(端本、『大成』続輯三(附録二)所収)。その識語を挙げておくと以下の通りである。

彼本奥書云、于時応永三年丙子十月廿三日、能州高畠庄⁽⁴⁾永得寺書写功畢。法孫比丘徳宗拜書。

此正本申出於紹灯庵御影侍者寮写畢。爾時永享十一季正月廿日書始、同七月二日書終。伏願、世々良結縁、頓証諸仏無上道。永平之雲孫小新戒比丘祥在拜書^{生年三十四才}。

〔大成〕続輯三・七七八頁、句読点筆者、以下略) 高畠庄の所在したとされる石川県鹿島郡中能登町は、永光寺が所在する羽咋市と、次稿で述べる龍門寺が所在する七尾市の中間に位置しており、後に近隣地に永光寺が土地を取得したことも考慮すると、この地域は永光寺の影響下にあったと考えられ、あるいは永得寺は永光寺の末寺であった可能性も推定される。

また、永安寺衣鉢閣下において、応永二十七年四月上旬に十二巻本が書写されている。それを文安三年(一四四六)三月八日に、能州蔵見保(石川県珠洲市)の薬師堂にて再写した本が、現存する永光寺十二巻本の完本である(『大成』一

所収)。その識語も挙げておくと以下の通りである。

彼本奥書曰、建長五年正月六日書永平寺。今心永廿七年
 稔孟夏上旬日、於永安精舎衣鉢閣下拜書之。

于時文安三年三月八日、能州蔵見保於薬師堂書之。之意
 趣者、以此良結縁、生々世々、見仏開法、出家得道、供
 養三宝、濟度衆生、成等正覚。永平末流小新戒比丘。

(『大成』一・八七二頁)

「永安寺」については諸説あり、峨山韶磧(一二七五・
 一三六六)の孫弟子に当たると、瑞雲恵俊(？〜一四〇〇)を
 開山とする越中永安寺(富山県高岡市、自得寺(富山県富山市
 末)説、『義介喪記』に「永安寺懷暉」(『統曹洞宗全書』清規・
 一頁)とあり、また『三大尊行状記』の義介伝に「付法弟子、
 紹瑾、宗円、懷暉」(『曹洞宗全書』史伝上・一八〜一九頁)
 と見える永安寺を指すとする説(以上『大成』一・例言七頁)、
 明峰下の玄路統玄(？〜一三八八)を開山とする加賀永安寺
 (現廃寺)説(広瀬良弘『禪宗地方展開史の研究』、吉川弘文館、
 一九八八年十二月、五四三頁。以下、『広瀬書』)が挙げられ
 る。この内、越中永安寺説が一番可能性が低いと思われるが、
 残りの二者は甲乙つけ難く、現時点においては特定は困難で
 ある。

また「能州蔵見保」には、總持寺(当時石川県輪島市)直
 末の長徳寺が存し、そこに一定程度の所領を有していたと考

えられることから、次稿で述べる興徳寺等と共に、總持寺が
 能登半島へ教線を拡大していくに当たつての地域的拠点の一
 つであったと推定される。そして、珠洲岬に位置しており、
 永光寺からは距離があることも考慮すると、總持寺の影響力
 の強い地域と考えられる。

そのため、元来十二巻本は、永光寺や永安寺等の明峰派の
 寺院のみに所蔵されていたのではなく、總持寺等の峨山派の
 寺院、少なくとも能登半島やその周辺には一定程度伝播して
 いたということになる。そしてそれが書写・伝播していく過
 程で、その中の二本が永光寺に至つたものと思われる。

十二巻本は、二十八巻本(『秘密正法眼蔵』)所収本に記載
 される列次番号から、かつては永平寺にも所蔵されており、
 さらに「八大人覺」巻の懷奘(一一九八〜一二八〇)の識語
 から、存在そのものは想定されていた。しかし、各寺において、
 いかなる事情によるものなのかはここでは置くが、十二巻本
 が失われ、また寺院そのものも廃寺となつていく中で、永光
 寺本のみが現存することになつたのであろう。

永光寺所蔵十二巻本の識語は二つのみで、前掲のものと、
 後述の「此四馬」のものである。しかし、六十巻本及び「秘
 密正法眼蔵」所収本によつてその識語の大半を補うことがで
 き、これらによれば、その七巻に「以御草案本書写」のよう
 な趣旨が記載されている。そのため、本書が「新草」として

の性格を持つてゐることが明確に表されてゐるということが指摘されてゐる(『河村書』五二七～五二九頁)。

なお永光寺には、無識語の七十五卷本の端本(『大成』続輯三(附録一)所収)、十二卷本の端本(同前(附録三)所収)も一本ずつ所蔵されてゐる。これらと、十二卷本完本との関係について略述しておく、まず、七十五卷本(無識語本)は、十二卷本完本と同一の筆跡であることが指摘されており(『大成』続輯三、例言・解題)、両者共に「永平末流小新戒比丘」による書写と考えられる。さらに、この二つの十二卷本の比較可能な部分を検討すると、すると、端本の十二卷本には、完本の方では写脱したと考えられる文章が、特に「三時業・「二百八法明門」巻に数箇所確認でき、こちらの方が善本であると考えられる部分も多い。そのため、両者の十二卷本の関係は、完本の写しが端本ではなく、両者共に書写原本からの写しであり、その書写の精度の問題と見るか、あるいは両者の書写原本が同一かどうかは確定できないので、その差と見るべきであろう。ただし、次に述べる識語の問題から、恐らく両者の書写原本は同一と推定され、またその書写年時の前後関係も今後検討が必要である。

また、かねてより指摘されてゐる問題点として、十二卷本の第九に当たる「四馬」巻の前後題号は、「正法眼蔵四馬第三十九」(『大成』一・八五七、八五九頁、続輯三・

七二六、七二八頁)となつており、さらにその末に、

此四馬永平寺六十卷正法眼蔵内第三十九也

永興寺十二卷正法眼蔵第九卷也

(『大成』一・八五九頁、続輯三・七二八頁)

という識語があり、この解釈を巡る問題がある。「正法眼蔵四馬第三十九」という列次番号は、識語の一行目の通り、六十卷本『正法眼蔵』のものである。この識語は両方の十二卷本に見られるので、両者の書写原本は同一であるという推定を踏まえると、この識語は、遅くとも応永二十七年の書写の時点で記入されていたと考えられる。この前年には、後述する梵清本の書写が行われ、かつ梵清は『正法眼蔵品目頌』と共に、永平寺で書写された六十卷本全巻を所有していたと考えられるので、その頃には永平寺に六十卷本が所蔵されていたことが広く知られていたことを示す証拠の一つである。

次に、二行目の識語について見ていきたい。河村氏は、「永興寺十二卷正法眼蔵」の「永興寺」は、「永光寺」の誤記であるという通説を紹介しつつ、

仮りに該説の如くとすれば、十二卷本の原本は古くより永光寺に存在し、これが謄写されて、能州永安寺に所蔵され、更に文安三年に、能州蔵見保葉師堂に於いて再写されて永光寺に再び秘蔵されるという奇怪な経緯となる。永興寺を誤記と見ずに文字通りに京洛に於

ける詮慧・経豪の住菴所を指すものと看取しえないであろうか。特に詮慧は京洛永興寺より屢々永平寺に参問しては禅師の訾駭に接し、また禅師の療養入洛・示寂に至っても常に随待していた人である。新草十二卷本は懷辨一人の知る所ではなかった筈である。七十五卷本・十二卷本以前の最初に六十卷本の撰述があり(『日本印度学仏教学研究』21卷2号)、後に旧草・新草の整理撰述がなされたもので、懷辨は禅師の滅後建長七年頃に浄書しているが、詮慧もまた十二卷本を所持していたとしても不思議ではない。そして更に憶測を加えれば、永興寺の没落(南北朝頃。一説に兵火に見舞わると)の時に、多くの法宝(高祖伝来の芙蓉楷祖衣その他)と共に本書も大乘寺瑩祖に呈せられたとも考え得る。

〔大成〕一・例言七頁

とし、「永興寺」を京都の永興寺を指すという推定を示しており、これに先行して、永久氏も同趣旨の説を主張している(『永光寺十二卷正法眼蔵に就いて』、『道元思想大系』五、同朋舎出版、一九九五年九月、一三四～一三五頁、初出一九三六年)。

しかし、瑩山禅師真筆「洞谷山讓状」(大乘寺(石川県金沢市)文書)には、

〔附与訓〕
〔附与〕
〔附与〕谷全座於素哲首座明峰老。靈山一会座尚〔附与〕、附与、

明峰永興繁、洞谷緑松緑弥與、
〔実原〕懸記水泓灣。
正中二年〔附与〕秋八日

洞谷讓附、紹瑾(花押)

〔瑩山禅師御遺墨集〕、大本山總持寺、一九七四年四月、三三～三五折、欠損部分は「洞谷記」〔諸本対校瑩山禅師「洞谷記」、春秋社、二〇一五年七月、翻刻七〇頁〕収録文書に依る、傍点筆者)

とあり、瑩山禅師自身が「永光寺」を「永興寺」と表記している。そのため、この「通説」の「永興寺」について、誤記ではなく異称と見れば、かなりの説得力がある。また、少なくとも七十五卷本は、本節冒頭で挙げた識語から、応永三年以前より所蔵され、それと合わせて十二卷本も保管されていた可能性もある。そして先にも述べた通り、十二卷本は能登半島各地に所蔵されていた可能性がある。現存本の最終帰着地がたまたま永光寺であったというだけのことであって、永光寺には現存本とは別の十二卷本が所蔵されていたとも考えられる。この仮説の解明に向けて、さらなる研究が必要である。

なお、永光寺に現存する本の内、十二卷本の端本以外は、永光寺四九三世博道嬾広(？～一七六七)が、明和四～五年にかけて修補している。また、十二卷本の完本第一冊表紙見返しには「積應」〔大成〕一・八一頁、裏見返しには「財」

の黒印が押されている。⁽⁷⁾「■」とした部分は、綴じ込まれてしまっており確認できないが、そのためこの印は、明和の修補以前に押されたものであると考えられる。この印が本書の伝来を指し示すものの可能性はあるが、現時点では不明であり、これも今後の課題の一つである。

十二巻本は、昭和二年に、孤峰智璩氏が永光寺五二二世として住持した後、昭和五年にその存在と意義を確認し、その研究を委託された永久岳水氏が、昭和六年に『正法眼蔵註解新集』（代々木書院、一九三一年三月）において世間にその概要と「二百八法明門」巻の全文を発表したことで注目されるに至ったのは周知のとおりである。その間の事情は、孤峰氏の「正法眼蔵十二巻本について」（『跳龍』第一〇七号、一九五五年十月）に詳述されている。そして平成に入る直前に、袴谷憲昭氏が「道元理解の決定的視点」（『宗学研究』第二十八号、一九八六年三月、『本覚思想批判』、大蔵出版、一九八九年七月再録）を発表し、この論争の過程で、十二巻本、さらには『正法眼蔵』編輯論についての研究もまた進展していくことになる。この論争の総括としては、袴谷憲昭「書評 松本史朗著『禅思想の批判的研究』」（駒澤短期大学仏教論集）第一号、一九九五年十月、七九〜八二頁）、角田泰隆「近代の宗学論争」（角田泰隆編著『道元禅師研究における諸問題―近代の宗学論争を中心として―』第一部、春秋社、

二〇一七年二月）等がある。

（2）太容梵清の『正法眼蔵』書写活動と諸問題

中世における『正法眼蔵』の書写において、後世、特に近世・江戸期の宗学への影響が最も大きかったのは、太容梵清の活動である。梵清は、応永二十六年（一四一九）二月より十二月にかけて、加賀仏陀寺（石川県能美市仏大寺町、現廃寺）において八十四巻本の書写を行った。この書写年に因んで、「応永己亥本」等と称されることもある。梵清自筆本は、現在も徳雲寺（京都府南丹市）に所蔵されているが（『大成』四所収）、文化十一年（一八一四）の火災で大部分を焼失してしまった。その結果、端本となってしまうといえど、一つの編輯体系をまとめて書写したものとしては現存最古のものであり、その価値は不滅のものである。

梵清は『正法眼蔵』以外にも、『瑩山清規』等の他の宗典⁽¹⁰⁾や、『丹霞子淳禅師語録』などの曹洞宗の祖師の語録等、多くの典籍の書写を行い、これらは「梵清本」と通称される。万仞道坦（一六九八〜一七七五）は、『正法眼蔵品例』において、「一、梵清本正法眼蔵八十四巻 大源三世、太容梵清、集合拾遺散逸大成、秘在諸方、多則此本也」（『大成』二十二・三八一頁）と評しているように、多くの写本が現存し、近世・江戸期に

おける『正法眼蔵』注釈書においても参照されている場合が多いことから、近世における『正法眼蔵』参究の標準的資料の一つとしての地位を獲得していたと言える。

梵清本『正法眼蔵』の意義は、七十五巻本を主に、六十巻本にしかない九巻を「別輯」として合わせることで、中世においては最も多くの巻を含む『正法眼蔵』を編輯したと、『正法眼蔵綱目』(以下、『綱目』)を編輯したことである。梵清本と同様の編輯方針を採用している編輯体系として、八十三巻本がある。八十三巻本については、梵清本以前より存在し、梵清本はこれに依って編輯されたものとされているが、それ以上のことは明らかになっていない。しかしながら八十三巻本は、近世初期に編輯された卍山本・晃全本に大きな影響を与えており、その時代においては八十三巻本は非常に高い評価を得ている。⁽¹⁾そのため、八十三巻本については、この点に留意して検討を行っていく必要がある。

そして梵清本と八十三巻本の相違点は、前稿(一)二二七頁)でも若干言及したとおり、「別輯」部分に六十巻本(十二巻本)系「発菩提心」巻を編入しているか否かと、「別輯」の排列が六十巻本に準じているかである。つまり、八十三巻本の時点では、七十五巻本系「発菩提心(発無上心)」巻との本文内容の相違を考慮せず、巻名のみ判断で除いてしまったのであろうが、梵清は内容の相違を認識した

上で改めて編入している。そしてその底本となった、梵清依用の六十巻本についても前稿にて先述した通りであるが、梵清本には現存する六十巻本には見られない識語が存する(出家功德・「帰依佛法僧宝」巻)。そして梵清は、六十巻本の全巻を直接参照しつつ、「別輯」の排列を整え、本文の異なる確認と校異の記入、詳細な内容の検討及び加点を行い、合わせて『綱目』を作成している。

『綱目』とは、『正法眼蔵』の巻名及びそこで引用されている古則公案を「挙古」として列挙し、以て目録及び内容の要旨を示したものである。但し、これも梵清の完全オリジナルということではなく、先行するものがあつた可能性も考えられる。つまり、次稿で述べる乾坤院本や龍門寺本の各冊巻頭には「挙古」に類するものが見られ、梵清はそれを整理・発展させ、六十巻本の分を作成した上で別冊にまとめたとも考えられるためである。参考に、これら三本の「仏性」巻のものを挙げてみると、以下のとおりである。なお、比較の便宜上、梵清本を基準に通し番号を付している。

・梵清本(徳雲寺本、『大成』四・四頁)
第三 仏性

挙古

- ① 釈迦牟尼仏言一切衆生悉有仏性
- ② 仏言欲知仏性義當觀時節因縁

- ③馬鳴尊者為十三祖說仏性海
 ④五祖再來四祖問汝何姓
 ⑤六祖云人有南北仏性無南北
 ⑥六祖示行昌云無常者即仏性也
 ⑦十四祖龍樹尊者現仏性相身如滿月輪
 ⑧阿育王山西廊壁交相
 ⑨塩官齊安國師示衆云一切衆生有仏性
 ⑩滄山大円禪師示衆云一切衆生無仏性
 ⑪百丈大智禪師示衆云仏是最上乘
 ⑫南泉問黄檗定慧等學明見仏性
 ⑬趙州狗子無仏性并有仏性
 ⑭長沙景岑和尚竺尚書問蚯蚓斬為兩段
 ※長円寺本〔大成〕四・二二〇頁)を適宜参照した。

・乾坤院本〔大成〕一・一〇三、一〇四頁)
 仏性^{付①}一切衆生悉有仏性^{付②}時節因縁仏性^{付③}義馬鳴尊者仏性海山
 川大地^{付④}五祖栽松遇四祖^{付⑤}六祖參黄梅^{付⑥}行昌即仏性也^{付⑦}十四祖那
 伽闍刺樹那坐上月輪相^{付⑧}永平和尚阿育王山西天東土三十三祖
 画像西蜀成桂知客問答^{付⑨}齊安國師一切衆生有仏性^{付⑩}大円禪師無
 仏性^{付⑪}百丈云仏是最上乘^{付⑫}黄檗南泉茶堂見仏性十二時中不依倚
 狗子^{付⑬}仏性^{付⑭}蚯蚓兩斷

・龍門寺本〔大成〕二・一六頁)
 ①仏言一切衆生悉有仏性
 ②仏言欲知仏性義
 ③第十祖馬鳴尊者
 ④五祖大満禪師
 ⑤震旦第六祖
 ⑥六祖示門人行昌云
 ⑦第十四祖竜樹尊者
 ⑧予雲遊
 ⑨杭州塩官
 ⑩大滄大円禪師一切衆生無仏性
 ⑪百丈山大智禪師
 ⑫仏是最上
 ⑬趙州狗子仏性話
 ⑭長沙景岑竺尚書問話

これら三本の記載を比較すると、龍門寺本には⑫がなく、十三段となつてゐるが、基本的な区切り方は同一である。そして内容を確認すると、龍門寺本↓乾坤院本↓梵清本の順に内容が詳しくなつてゐる。そのため、これらは書写年代とは逆に、龍門寺本の方が原初的な形態を残している可能性もある。因みに、『聞書抄』にも、その本文中に段数が記載されているため、それとも比較してみると、⑧に相当する部分が存在しないためか、それを数えない代わりに⑬を「無仏性」と「有仏性」で二段に分けてゐる。そのため、「仏性」巻を十四段に分けて理解するのは四本において共通しており、古来よりこのように理解されていた可能性が考えられるが、⑬は本来一則の公案であるため(『道元引用語録の研究』、春秋社、一九九五年三月、二八二頁参照)、『聞書抄』の段分けに

は問題があると思われる。そのため、全十四段に区切るとするならば、『綱目』に倣う方が適切であろう。

そして、『綱目』は梵清が独自に作成したのかどうかについては、今後さらなる検討が必要であるが、梵清の功績の意義を減退させるものではなく、むしろその功績の再評価や、思想面における研究などもまた要する人物である。

引き続き、梵清本の有する問題点と、それに対する私見についていくつか述べておきたい。まず、梵清本『正法眼蔵』は、現時点では、中世に書写された写本が確認されていないということである。これに対して、梵清の書写した『品目頌』は、中世写本が存在する。これは、「応永廿八膺九写点記」(河村孝道氏所蔵本、『大成』二十・八頁)という識語、また近世写本ではあるが、兎全本系の本である天寧寺本(京都府京都市)には「応永廿八膺九写点記 大鷲仏陀現住太容梵清謹誌之」(『大成』続輯九・五四八頁)とあることから、応永二十八年、梵清の仏陀寺住持中に書写したものである。そしてこの識語から、梵清は六十巻本とともに『品目頌』を所持していたことが分かる。梵清本『品目頌』の中でも、河村氏所蔵本には、先の識語に続いて「今寛正第二之天卯月初二日、於丹州路玉雲之丈室、以大容和尚御筆正本今書写、以奉頂戴者也」(『大成』二十・八頁)とあり、寛正二年(一四六一)という、梵清没後約二十年後にに書写されていること、また

この頃には玉雲寺に『品目頌』が所蔵されていたことが分かる。

このように、『品目頌』については中世写本が存するにも関わらず、真筆に次ぐ梵清本『正法眼蔵』の最古写本は、近世初期の長円寺本(愛知県西尾市)を待たねばならない。長円寺本は、寛永二十一年(正保元年、一六四四)八月から翌年十一月にかけて、長円寺二世暉堂宋慧(一五九二—一六五〇)が書写したもので(『大成』四所収)、書写原本は不明である。因みに暉堂は、『伝光録』・『正法眼蔵随聞記』も書写している。そして、これ以前の梵清本『正法眼蔵』の写本は管見の限り存在しない。

もう一つの問題点は、梵清本『正法眼蔵』の本文に先立って、巻首に付されている第一冊の内容が、『綱目』である写本と、『品目頌』である写本が存することである。そしてこの両者は排他的な関係にあり、この両者が共に書写されている梵清本の写本もまた存在しない。例えば、徳雲寺本や長円寺本は『綱目』のみを有し、玉雲寺本や丹嶺本は『品目頌』のみを有しているが、その『品目頌』には「応永廿八膺九写点記」の識語は見られない。さらに、現存する玉雲寺本は、明和六年(一七六九)四月から同七年二月二十三日にかけて書写されたもので、「別輯」を除いた七十五卷分のみ写本であるが(『大成』二十五所収)、この頃にはまだ徳雲寺本は焼失し

ておらず、徳雲寺本を、『正法眼蔵綱目』や「別輯」も含めてそのまま書写しても問題ないはずである。唯一、前掲の天寧寺本は、『綱目』・梵清本系『品目頌』を兼ね備えており、かつ『綱目』は徳雲寺で書写されたものであるが、『品目頌』が書写された場所は厳密には不明である。これらについては、永久岳水氏も、

梵清本系統の謄写本を見るに、第一冊に、永平義雲和尚の正法眼蔵序、正法眼蔵品目頌を載せ、次に正法眼蔵綱目を載せるものもあるようである。梵清和尚系統の眼蔵にも異本のあることを認めねばなるまい。梵清和尚自身が、或は二種の正法眼蔵を遣されたものとも見ることが出来る。義雲和尚の頌に対し、梵清和尚が朱点を施された記録も残っているから、一種二種の梵清本が本来存在していたものであろう。（『正法眼蔵の異本と伝播史の研究』、中山書房、一九七三年六月、一四〇～一四二頁）

と述べている通りである。

このような現存状況や、先の寛正二年書写『品目頌』等を手掛かりに推定する限りでは、徳雲寺に移された、『綱目』を巻首に置く仏陀寺書写本とは別に、『品目頌』を巻首に置く梵清本の副本が存在していたと考えられる。また、巻首が『綱目』か『品目頌』かは別として、副本が作成された可能性がある最も古い年は、文安二年（一四四五）である。

文安二年という年号は、玉雲寺本「行持」巻末に見られる、「以仁治壬寅至文安二乙丑 二百四年」（『大成』二十五・九八頁）という識語に依るものである。この識語は、『大成』所収本による限り、長円寺本（『大成』四・三一三頁）、円応寺本（佐賀県武雄市、『大成』五・二一八頁）にも見られ、これら諸本は『綱目』を備えている。徳雲寺本については、該部分が焼失しているため、現在は確認できない。この状況は、同じく「行持」巻末にある、「此年永平元祖寿四十三歳」という識語は全て見られるのとは対照的である。

これらから推定するに、「以仁治壬寅」の識語の意味は、この年に副本を作成したことを示唆しているのではないか。梵清本に副本が存在した可能性については、水野弥穂子氏が、長円寺本は梵清本の副本の写しではないかという推定を述べている（『正法眼蔵』の本文作成と渉典について）、『日本思想大系』十二、岩波書店、一九七〇年五月、五七九頁）。

文安二年は、梵清の推定没年から僅か六年後のことである。現在の没年はいくまでも推定のため、梵清自身の手で仏陀寺書写本が再写された可能性もあり、梵清も副本作成者の候補の一人である。なお、他に閲覧用の副本を作成した事例として、近世ではあるが、前稿で述べた、現總持寺所蔵『聞書抄』のものが挙げられる（一〇二一～二一六頁）。

ここで、その書写原本である徳雲寺本についても見ていき

たい。河村氏は、徳雲寺本の縁由について、

梵清が丹波(京都府)玉雲寺に董住する際にその室中に秘蔵され、梵清の法嗣・希曇宗興(永享元年一四二九)がその後席を董して玉雲寺三世として住し、次いで徳雲寺を開創して住するに当って本師梵清手筆本をその室中に護蔵した。(『大成』四・例言三頁)

としている。

河村氏の解題の中で不分明な点として、なぜ希曇(三)が徳雲寺に梵清自筆本を移すことができたのか、ひいてはなぜ徳雲寺に梵清自筆本が所蔵されているのか、またその移動の時期はいつか、という事が挙げられる。これには、なぜ梵清の弟子の中で最有力と見られる、古潤仁泉(一三七九～一四五八、玉雲寺二世、法泉寺(岡山県井原市)開山)には『正法眼蔵』が与えられなかったのかという疑問も含まれる。そして、河村氏の説を見直しつつ、これらの疑問点を解決するための推定をいくつか示し、今後の検討の材料としてみたい。

まず、希曇の示寂年についてである。先の例言には「永享元年」とあるが、『總持寺住山記』によれば、希曇は、康正二年(一四五六)八月十一日に總持寺一八七世として瑞世しているのが確認できる(納富常天・尾崎正善編『住山記―總持禪寺開山以来住持之次第―』、大本山總持寺、二〇一一年十一月、四頁)。そのため、寺伝の示寂年は誤りであり、瑞

世年の康正二年が現在確認できる没年の上限となる。

つまり、文安二年時点では希曇は生存していたことになるため、副本の作成者の候補として浮上するのである。そして、河村氏の説を踏まえつつ、希曇が徳雲寺に真筆本を移したとするなら、文安二年に副本を作成した後から、總持寺に輪住した康正二年前後頃が、その時期の第一候補となる。

次に、徳雲寺の寺伝についてである。竹貫元勝氏は、『龍穩寺略記』(龍穩寺(京都府南丹市)蔵、玉雲寺末)に基づきながら、徳雲寺の寺伝が元和年間(一六一五～一六二四)の末頃に整備されてきた可能性を指摘した上で、以下のように総括している。

徳雲寺は、莊林の氏寺から藩主小出(マ)の菩提寺となつて、それ相應に由緒を正す必要に迫られたものとみられる。ことに禪宗の本質である法系は重要であつた。創建から元和年中における徳雲寺は、備中法泉寺を拠点とする古潤仁泉の門派が歴代住持に名を連ねていた。玉雲寺から離れた遠隔地に所在し、備後・備中・伯耆などに末寺をもつ法泉寺にとつて、本寺玉雲寺に近い地に所在する徳雲寺は、法泉寺一派の重要な拠点となつていたとみられる。まさに徳雲寺は「然則法泉寺末流者明矣」と龍穩寺が指摘するとおりであつた。徳雲寺は法泉寺の末寺、玉雲寺の孫末寺的存在であつたといつてよい状況で、それ

を玉雲寺直末寺として確固たる由緒寺院としなければならなかったものと推測される。それは玉雲寺↓徳雲寺、太容↓希曇、玉雲寺↓希曇の関係を明確にすることであった。すなわち玉雲寺中興・徳雲寺開山としての希曇の位置づけがなされなければならなかったと考えられる。それは玉雲寺末寺として明確な龍穩寺の存在を意識してのうえであつたであらう。(「園部藩における禅宗の展開」、『日本禅宗史研究』、雄山閣出版、一九九三年一月、五〇六頁、傍線筆者)

この内、重要なのは傍線を引いた部分で、これを基に推定すると、梵清本の写本が近世に至つて出現するようになったのは、古規復古・宗統復古運動に伴う『正法眼蔵』への関心の高まりということだけではなく、このような徳雲寺の動きが関係している可能性があるためである。つまり、それまで宗祖の著作、派祖・開山の秘宝として徳雲寺、あるいは玉雲寺に秘蔵奉祀してきた『正法眼蔵』を、竹貫氏が指摘するような、「玉雲寺直末寺として確固たる由緒寺院」としての徳雲寺の権威付けに利用するために、その存在を宣伝すると共に、閲覧・書写を認めるようにしたのではないか、ということである。

そしてこれと関係があると考えられる事項として、天正七年(一五七九)に、玉雲寺が兵火によつて焼失した事件が挙げられる。

げられる。その理由は、徳雲寺に梵清真筆本が移された可能性のある第二の時期が、この際であると推定されるためである。

玉雲寺は輪住制を敷いており、再住も多かつたようなので推定とはなるが、三十世盛安宗茂は徳雲寺五世、三十二世交伯清歛(？〜一五八七)は法泉寺六世、三十五世九天磨隆は徳雲寺六世である。さらに、再住を除くなどの整理を行い、自身までの玉雲寺世代を改定した、龍穩寺三世大龍榮樹(一五〇八〜一五八八)は、「玉宝山龍穩禅寺略記」(『龍穩寺略記』所収)に、天文元年(一五三二)に龍穩寺三世となつた後、「二十余歳」龍穩寺の住持を務め、その間に玉雲寺に二十七世として輪住し、二十八世と二十九世の間に再住したと記していることから、ここで挙げた三人のいずれかに相当する可能性はあろう。また、残りの三十一世、三十三世、三十四世も、少なくとも現在確認できる龍穩寺の世代ではなく、大龍の次に龍穩寺から玉雲寺に輪住したのは、三十六世月海桂嶽(？〜一六〇三、龍穩寺四世)である。そして、玉雲寺が焼失した際に、当時の世代が法泉寺、あるいは徳雲寺の関係者であつた場合は、避難のために、真筆本を徳雲寺へと移したと考えられるのである。

そして、文安二年の次に梵清本『正法眼蔵』の副本が作成された可能性が考えられる時期も、この元和年間末頃という

ことになり、真筆本が移動してきていた偶然を利用したものとと思われる。副本を作成した理由は、梵清の開山地である玉雲寺においても『正法眼蔵』の拜請に対応できるようにするためである。そして、徳雲寺本と玉雲寺本を区別出来るようにするために、敢えて『綱目』ではなく、『品目頌』を巻首に置く梵清本を玉雲寺に安置したのではないか。そしてこのように理解すれば、長円寺本まで梵清本の写本が現れなかった理由、さらには明和六年に至り、玉雲寺に再び梵清本が納められるに際して、『品目頌』が巻首に置かれた理由にも説明がつく。

副本が作成された時期の上限を示す史料として、永平寺三十二世月舟尊海(一六〇九〜一六八三、寛文十年(一六七〇)入院)代に、永平寺にて書写された梵清本が、慈照寺(山梨県甲斐市)に所蔵されている(『曹洞宗文化財調査目録解題集』六 関東管区編、曹洞宗宗務庁、二〇〇三年三月、八五二頁)。慈照寺本の存在は、その書写原本が、永平寺三十五世版梶晃全(一六二七〜一六九三)による、晃全本の編輯以前より梵清本が永平寺に所蔵されていたことを示すものであり、晃全本の底本となった可能性も考えられる。慈照寺本は『綱目』を備えていることから、恐らく道元禪師の開山地である永平寺に献納するために、徳雲寺本の副本を作成した、あるいは従前よりあった副本を献納したものと思われる。そしてこの

寛文十年という年は、永平寺に献納された時期の上限を示すと共に、元和年間以降に梵清本の副本を作成した時期の上限としても一つの目安となる。

先に、『品目頌』を巻首に置く梵清本として、丹嶺本(永平寺・河村氏蔵)を挙げたが、本書は、丹嶺祖衷(一六二四〜一七一〇、宝円寺(石川県金沢市)八世)が、慈徳寺(京都府南丹市、現廃寺)において、貞享二年(一六八五)三月十九日から貞享四年五月二十八日にかけて、「拝借梵清和尚書写真本」(『帰依三宝』巻末識語、『大成』続輯五・四四〇頁)したものである。当時の真筆判定の基準は甘いので、その言説をそのままは信用し難く、また慈徳寺は徳雲寺・玉雲寺のいずれともほぼ等距離の位置にあるので、いずれから借用したのか判断し難いが、徳雲寺からの場合は、『綱目』も書写したと思われるため、玉雲寺から『品目頌』を巻首に置く梵清本を借用したのではないかと思われる。そしてこの推定からすれば、玉雲寺にこのような副本が置かれた下限は、貞享二年ということになる。さらに、前掲の天寧寺本所収「弁道話」巻末の識語には、

此一まきは、丹州塩田山徳雲寺室中にて、直に道元和尚の御真筆をもてこれを校誤し畢。ときに、元禄六年癸酉六月吉日頓首拜校点(『大成』続輯九・五八五頁)とあり、この際に『綱目』・『品目頌』も書写したと考えられ

ることも踏まえると、この元禄六年六月が、徳雲寺に道元禪師真筆本が所蔵されていたことを示す確実な上限である。

徳雲寺には、『正法眼蔵』以外にも、道元禪師自筆の『弁道話』⁽¹⁰⁾や、梵清真筆の『如浄語録』⁽¹¹⁾が存在したことが、江戸期に入つて、まず月舟宗胡(一六一九〜一六九六)・卍山道白(一六三六〜一七一五)の師資によつて示唆されている。

月舟は、現在の世代には数えられていないものの、長円寺に陣堂の二代後に住持しており、また長円寺本を書写したと思われる、明暦四年(一六五八)の識語を持つ梵清本が存在する(大寧寺(山口県長門市)蔵、『大成』続輯四所収)。長円寺本においては梵清の書写識語は原則省略されているが、その縁由については承知していたものと思われる。また、月舟は自身に有縁の、円心寺(前掲)や禅定寺(京都府綴喜郡宇治田原町)等に梵清本を書写して献納している。献納した理由については報恩行ということになるが、その原本に梵清本を選んだ理由については今後の課題としたい。

そして、徳雲寺の目的は、例えば、直指玄端(一六八九〜一七七六)『正法眼蔵弁註凡例』には、

丹州徳雲寺鎮本、此梵清禪師、応永年間、在加州仏陀寺時、所自写者。是亦七十五帖為全部、以雲師所采集九篇為別輯、合八十四篇也。(『大成』十五・七一至七頁)

とあり、また本山版『正法眼蔵』に付された、祖道穩達

(一七四九頃〜一八一三)「彫刻正法眼蔵凡例」には、

丹波州、⁽¹²⁾一森村玉雲寺開山、大容梵清和尚、応永二十六年己亥ノコロ、加州仏陀寺ニ住スル時、自ラ書写スル所ノ八十四卷ノ真本、今現ニ同州死部、徳雲寺ニ秘在ス。中古以来、篤信ノ師僧、相競テコノ八十四卷ヲ拜瞻ス(『大成』二十・四五頁)

とあることなどを見ると、梵清真筆本の存在によつて徳雲寺、そして玉雲寺の名は確固たるものとなっていることが伺えるので、達成されたと言えるのではないか。但し、近世に編輯された、『延宝伝灯録』等の僧伝集には、『正法眼蔵』を書写したことは記載されていないが、その理由については今後の課題としたい。

但し先述の通り、本稿で示したのはあくまでも状況証拠に基づく推定であり、今後、新たな史料が発見された場合には再検証が必要、またどのような理由であれ、徳雲寺本の公開が近世宗学の発展に大きく寄与した事実是不変のものであることを改めて強調しておきたい。

最後に、梵清と『永平広録』についても付言しておきたい。『正法眼蔵』「身心学道」巻末には、以下の語が見られることがある。

永平初祖小參曰、自非仏祖之行履不履、自非仏祖之法服不服也。謂行履者、名利早抛来、吾我永捨去、不近国王

大臣、不貪檀那施主、軽生而隱居山谷、重法而不離叢林。尺璧不宝、寸陰是可惜、不顧万事、弁道純一也。此乃仏祖之嫡孫、人天之導師也

出典は、『永平広録』八・小參十(『原文対照 現代語訳』)道元禪師全集』十二、春秋社、二〇〇〇年二月、八三頁、前後省略アリ)である。この句が『正法眼蔵』写本に初めて現れたのは徳雲寺本(『大成』四・四四頁)とみられ、かつ『永平略録』所取のものでは省略されている部分が見られることから、梵清は『永平広録』に収録される完全な小參語を参照し、注記したのである。では、梵清はこの語をどのように閲覧したのであるうか。

雲外龍峯(？)一七二二、亨徳寺(山口県萩市)六世)が、元禄十四年(一七〇一)に泰雲寺(關雲寺、山口県山口市)に輪住した折に編輯した『關雲志』には、「当山什物」として、当時泰雲寺に所蔵されていた史料が記されている(関口道潤校訂『關雲志』上・下、泰雲寺開創六百年記念式典事務局、二〇〇三年七月、一〇〇頁)。そこに記されている典籍類を見ると、「宏智禪師語録」など、『通幻喪記』(『続曹洞宗全書』清規・二八〜二九頁)において、永沢寺(兵庫県三田市)に分与された宝物と共通するものが複数記録されている。その中に、

永平小參之語、中興和尚直筆(ジキキ)、永享五年(癸丑)九月廿日、

於^テ撰州永沢寺^ニ書^ス写^ス之^ヲ、永本(句読点筆者)

という記載がある。これは『通幻喪記』には見られない記載であるが、野扶孝順氏は、『永沢寺校割牒』に、「永平和尚秘書一冊」が延宝七年以前に紛失している記載のあることを指摘しているため、それを指しているものであろうか。また識語から、覚隠永本(一三八〇〜一四五四)が『正法眼蔵』と同時期に書写したことが分かり(二二一九頁参照)、その他の典籍類も同時期に書写し、持ち帰ったのであろう。

丹波に『永平広録』が伝来していたという記事として、雲章一慶(一三八六〜一四六三)講、桃源瑞仙(一四三〇〜一四八九)編『百丈清規雲桃抄』⁽²⁾に、

道元ノ録トテ、一生ノヲ、カキアツメタカ、糊ウチ紙ニ、表裏ニカイタカ、十冊アルカ、伝灯録ノ、カサホトアルソ、其ヲ弟子ニ云イライテ、唐ニ義遠ト云法眷ノアルニ見セテ、ナオサセテ、証明ヲ取テラケト云、ヲカレタソ、マナニハ、読メモセマイト心得テソ、義遠ニミセタレハ、スツトナオシテ、虎丘録ホトナモノカ、一冊アルソ、スツト、刪ノケテ、残テアルヲモ、太半ハナラシタソ、自賛ハ、三四十首アルヲ、只二首カニ、ナシタソ、ヲレハ一冊アルヲモ、借テ見タソ、本ノ義遠カ、ケシツソハニ、ナラシタカ、見度テ丹波ニ曹洞宗ノアルカ、モツタホトニ、借タレハ、初ハ無子細トテ、ワウト云タカ、恥テヤ

ラウ、ナラシタヲハ、カサイテ、別写タヲ借タソ、コチハ、ソハニ、ナラシタヲコソヨコニミタケレ、サテハ、ミタウモナイ、シカアヒマリ多ホトニ、見モセイテ、カヘシタソ（『続抄物資料集成』八、清文堂出版、一九八〇年一月、二二六頁十一行目、二二七頁四行目、太字筆者）とあり、また『雲桃抄』三には、

永平道元之録ニタニモ二首マテ坐禅儀カアル、凡、録ハ拈古頌古コソ本チヤカ、師兄ノ義遠ノ削テ、一モ不存カ、坐禅儀ヲハ、二首ナカラ、一字モ不^レ改ソ、ヲレカスイハ、義遠ハ削ラレトモ、録カエリスクナサニ、日本テ板ニ開ク時ニ入タ歟（『続抄物資料集成』八・四三六頁）

とあることが先行研究において指摘されている。また野扶氏が挙げた『永沢寺校割牒』の記載は、この粘葉装の『永平広録』十巻が永沢寺に所蔵されていることの傍証資料として用いているものである。

この『關雲志』と『永沢寺校割牒』の記載を見る限りでは、永沢寺には十冊本の『永平広録』が所蔵されていたと見るよりも、小参のみを抜書した本が伝来していたと見るべきであろう。

※本稿における引用文については、旧字は新字に改め、適宜句読点を補った。

注

(1) 前稿の補足事項として、注(20)に、「大成」一の例言には、「秘密正法眼蔵」の題号は、享保八年、永平寺三十八世・承天則地が本書を修補した際に秘持密持して、後代に伝うべき意、図より、按、されたものである」とあり、その傍点部の典拠が不明であることを述べたが(二二八頁)、その後、神保如天「眼蔵編集史の研究」(『道元思想大系』五、同朋舎出版、一九九五年九月)に、「本山三十九世承天禪師が此の三冊の表紙を修復し箱を調製して其の上表に初めて「秘密正法眼蔵」と標号せられたのである、秘密という文字の意味は秘蔵とか大切とかいうことで決して所謂の秘密では無い」(五八頁)という記載が確認された。これは神保氏の意見として記されたものと思われるが、承天即地(一六五五〜一七四四)の意見であると誤解を生みやすい一節であるので、これを踏まえたものである可能性がある。

(2) 河村氏は、永平寺三十六世融峰本祝(一六一八〜一七〇〇)〈一六二二〜一七〇三〉が猷納を受けての上堂語で述べている、『聞書抄』の存在を伝え聞いた「師」を、同三十五世版機晃全(一六二七〜一六九三)としている(『河村書』六八五頁)。しかし、晃全を「師」としたのは、永平寺普住に当たって嗣承易えを行った後のことであるので、それ以前は別の「師」がおり、その人より伝え聞いたのであろう。融峰の伝記については、『關雲志』に目子が収録されていることが明らかになり、出生地も

含むおおよその事項が判明したので、後日詳細に論じる予定である。この内、「師」に関する問題の結論のみ記すと、融峰が、慶安三年(一六五〇)に、泰雲寺(關雲寺、山口県山口市)に一七五世として輪住した際の嗣法師として「泰雲寺輪住牒」に記載されている、樹嶽省忠(？)一六五七/一六五八、泰雲寺一五〇・一五三世、永福寺(山口県山口市)五世、万福寺(山口県山陽小野田市)開山)、あるいは普秀宗天(？)一六五五、亨徳寺(山口県萩市)四世)である可能性が高いと暫定的に判断した。

(3) 永光寺所蔵史料については、『永光寺史料調査報告書』(羽咋市教育委員会、二〇〇〇年三月)、『曹洞宗文化財調査目録解題集』七 北信越管区編(曹洞宗宗務庁、二〇〇六年三月)参照。本稿での『正法眼蔵』の所蔵状況については後者を参照した。

(4) 『加能史料』室町一(石川県、一九九九年三月)では、「高鼻庄」は「高鼻庄」ではないかと推定している(四二頁)、『日本歴史地名大系』「高鼻庄」項には「現金森・高鼻一帯に比定され」、「享徳二年(一四五三)四月には羽咋郡一宮(現羽咋市)の住人尾長秀吉が、鹿島郡酒井保の永光寺(現同上)に「たかばたけ」に所在した地子三〇〇文の畑地一カ所を売却している(永光寺文書)」とある。なお、享徳二年の文書の「たかばたけ」は、『加能史料』室町三(石川県、二〇〇五年三月)では「たやはたけ」(三七四頁)とするなど、諸説ある。

(5) 「蔵見保」について見ていくと、まず「保」とは、「平安時代後期に現われ中世を通じて存在した所領単位。荘・郷・保・名(別名(べつみょう))と並称された」(『国史大辞典』)ものであり、これを踏まえると、石川県珠洲市に所在した「蔵見村」と推定でき、『加能史料』室町三においても「珠々郡」と比定している(一八八頁)、『日本歴史地名大系』「蔵見村」項によれば、「現珠洲市三崎町小泊・同町伏見・同町細屋を含む一帯に比定され」、「貞治六年(一三六七)三月一日にはせんしん(長氏一族)が総持寺末の長徳寺(所在地不明)に「くらみのうち」の藤内次郎名および藤内四郎名に所在した田地一町を寄進している(総持寺文書)」とある。なお、この總持寺文書は『加能史料』南北朝二(石川県、一九九五年三月)三四八〜三四九頁に掲載されている。

(6) 十二巻本の写本間における本文の差異に関する問題は、拙稿「玄透即中開版『永平高祖普勧坐禅儀』について」(『禅学研究』第九十七号、二〇一九年三月、三三三〜三四頁)にて若干言及した。なお、この論文の補足事項として、「普勧坐禅儀」を説誦することを初めて定めた面山瑞方(一六八三〜一七六九)自身が、『普勧坐禅儀』の折本を刊行し、それが流布していた記録があることを、中野可必氏より御教示頂いた。まず、小川多左衛門の出版広告「面山和尚刊行流布目録」に、「永平開山普勧坐禅儀(附経行軌折本)」「近世出版広告集成」一、ゆまに書房、一九八三

年三月、二五九頁）と見える。次に、『傘松日記』の享保十九年（二七三四）九月二十八日条には、「掃閣与坐禅儀印本於穩調塔主」（『統曹洞宗全書』法語・四五八頁）とあり、また龍定玉潭（？～一七七二）が宝暦七年（一七五七）七月に撰述した「普勸坐禅儀聞解序」には、「頃年、若之永福老和尚、専張皇之、而激厲参学、且為摺本以別行」（『大成』十七・六一八～六一九頁）という記載がある。そしてこれらの状況証拠から、面山自身も『普勸坐禅儀』の説誦を行うための折本を作成・刊行していた可能性が考えられる。ただし、近代への影響という点に関しては、玄透開版本の書名が『明治校訂洞上行持軌範』（曹洞宗務局、一八八九年八月）に見えるところを考慮すると、玄透開版本の方が大きいであろう。

(7) 裏見返しの黒印は『大成』では省略されているが、二〇一九年七月九日に永光寺へ拝登し、撮影させて頂いた写真により確認した。

(8) 梵清の伝記及び書写史料等については、拙稿「太容梵清に関する研究の現況と課題」（『印度学仏教学研究』第六十六巻第一号、二〇一七年十二月）、「太容梵清に関する諸史料について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第十九回、二〇一八年八月）、「太容梵清関係史料―總持寺門徒連署契状・当山一派記・梵清請益録・玉宝山龍穩寺略記―」（『宗学研究紀要』第三十一号、二〇一八年三月）をそれぞれ参照されたい。なお、「太容梵清関

係史料」において、『宏智小参録』を「心月曇照」の筆とし、書写年を「明和七年（一七七〇）三（五月頃）」としたが（九三頁）、「宏智小参録記」によれば、本書は龜山の土家が所蔵していた真筆本を購入して表装し、玉雲寺に納めたものであるので、本文は梵清の筆である。また、『龍穩寺略記』の「書写者・龍穩寺十二世大達品道」（九二頁）は「書写者・龍穩寺十二世大達品道」の誤りである。以上二点について、本稿において前稿を訂正したい。

(9) 梵清真筆本の特徴として、徳雲寺本『正法眼蔵』の巻名の上に見える「」のような記号がある（『大成』四・一八頁）。これは、同じく梵清真筆の「總持寺文書写」や『梵清請益録』にも見える記号で、新たな内容の文章が始まる位置に記されている。因みに、これに似た記号が『禪林雅頌集』にも確認されるため（『禪林雅頌集』、愛知学院大学附属図書館、一九九九年三月、一五三頁、一六二頁）、梵清の書写した史料、あるいはその写しが含まれている可能性がある。

(10) 他の宗典の内、梵清と鑿山禪師「伝光録」の関係については、横山龍顯「伝光録」古写本再考」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第十九回）、「中世曹洞宗における思想的展開―『伝光録』から『正法眼蔵仏祖悟則』へ―」（『印度学仏教学研究』第六十七巻第一号、二〇一八年十二月）及び「太容梵清関係史料」脚注参照。

(11) 卍山本・見全本における八十三巻本の位置づけについては、

拙稿「晃全本『正法眼蔵』の本文編輯について」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第十六回、二〇一五年十月)、『正法眼蔵重写記』について(『印度学仏教学研究』第六十四巻第一号、二〇一五年十二月)、「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について(上)―編輯段階試論―」(『駒澤大学仏教学部論集』第四十七号、二〇一六年十月) 参照。また、山本版や祖道穩達(二七四九〜一八一三)と関係があるとされてきた八十三巻本については、拙稿「山本版『正法眼蔵』関係史料紹介―無名本『正法眼蔵』について―」(『駒澤大学禅文化歴史博物館紀要』創刊号、二〇一六年七月)において、本書が駒澤大学図書館に所蔵されていること、その関係については再考が必要であり、むしろ疑わしいということについて論じた。

(12) 『大成』続輯五所収の丹嶺本は本文のみであるが、その例言に、丹嶺直筆の『正法眼蔵略頌』を河村氏が所有していることが記されている(四頁)。「正法眼蔵略頌」は、『大成』二十所収の『品目頌』と対校されているので、その内容を知ることができる。河村氏はさらに、

或いは散佚の「綱目冊」に該当するものかとも考えられるが、所謂梵清本の綱目・挙古と相異なることからすれば、原本である梵清真跡本の別冊としてあったものの謄写本とも考えられる。但し書写年時、料紙、装幀、表紙等すべて永平寺所蔵の丹嶺本と同一である(『大成』続輯五・例言五四頁)

と述べているが、これはやはり、丹嶺本に付された「綱目」の役割を果たしているものと考えるべきであろう。

(13) 希曇宗興の玉雲寺世代は、先に引用した『大成』四の例言では三世となっているが、『曹洞宗京都府寺院総覧』(京都曹洞宗青年会、一九九七年一月)の玉雲寺の項目では中興とし(二一四頁)、「宝永三年(享保五年(一七〇六〜一七二〇))の間に成立した『龍穩寺略記』では世代から除かれ、また徳雲寺伝の成立過程の問題からこの説に反論している(本稿引用竹貫氏論文参照)」。希曇が実際に玉雲寺に住持した正確な期間や、そもそも住持したのかどうか不明であるが、本稿においては、暫定的に現在の世代表記である、中興とする説を採用しておきたい。

(14) 以下、玉雲寺の寺伝及び京都府内の寺院の世代は『曹洞宗京都府寺院総覧』に、法泉寺世代は『曹洞宗文化財調査目録解題集』四 中国管区・四国管区編(曹洞宗宗務庁、一九九七年二月、二九頁)に依る。

(15) 前掲拙稿「太容梵清関係史料」九五頁下段十四行目以降参照。
(16) 万光道輝(？〜一七五七)書写『弁道話』の識語に、延宝六年(一六七八)に、洞雲祖確(？〜一七三二)が、大乘寺に所蔵される、徳雲寺本『弁道話』の写しを書写した旨の識語がある(『大成』続輯二・九一八頁、九四〇頁)。なお、延宝六年時点の大乗寺住持は月舟である(『道元思想のあゆみ』三 江戸時代、吉川弘文館、一九九三年七月、三七三頁)。

(17) 卍山「天童遺落録序」、「丹州徳雲室中所秘、梵清和尚真筆」(『大正藏』四十八・二三三頁下段)。

(18) 『万灯山長円寺文化財総合調査報告書』解説編(西尾市教育委員会事務局文化振興課、二〇一五年三月) 一三八頁。

(19) 大寧寺本は梵清の識語を全て省略しているが、円応寺本には存在している。そのため、大寧寺本が長円寺本の写しである可能性は高く、かつ大寧寺本と円応寺本の書写原本は別であると推定される。

(20) 「曹洞宗文化財調査目録及び解題」三四七(『曹洞宗報』第一〇〇二号、二〇一九年三月) 一四二頁、典籍十三。

(21) 野扶孝順「祖山本永平禪師録解説」(私家版、一九五二年七月、『祖山本永平禪師録』、大本山永平寺、一九八五年四月再録) 六頁。

(22) 曹洞宗においては、野扶氏前注論文(五頁)が初出で、鏡島元隆『原文対照現代語訳道元禪師全集』十三「解題」(春秋社、二〇〇〇年六月、二四五頁)等にも引用されている。なお、野扶氏の翻刻では、本稿での翻刻における太字部分が抜けているので注意を要する。これは、野扶氏が参照した、玉村竹二『禪の典籍』(雄山閣、一九四一年十月、一〇〇頁)においても脱落していることによるものであろう。本稿で参照した兩足院本では、太字部分はちょうど一行分に相当し、かつ脱文とその前の分の最後が「ナオ」で終わっているため、抜けていても文意が通じてしまうことから気が付かなかったか、玉村氏の参照した

『雲桃抄』の写本ではこの一文が抜けていたかのいずれかが理由と考えられる。

(23) 「永澤寺校割牒」(駒大図書館請求記号：H1540)に記載されている。なお、記載と署名の間には他の史料が記載されており、直後に署名があるということではないので注意。

〈キーワード〉道元禪師、『正法眼蔵』、永光寺、玉雲寺、徳雲寺、太谷梵清、十二卷本、梵清本